

兵庫県立芦屋特別支援学校いじめ防止基本方針

1 学校の方針

本校は、校訓「あかるく やさしく たくましく」のもと、児童生徒の自立と社会参加を目指した教育活動に取り組んでいる。すべての児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止に向けた日常の指導體制や、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた取組を定めた「学校いじめ防止基本方針」を制定する。

2 基本的な考え方

本校は平成22年、知的障害のある児童生徒を対象に、小学校、中学校ならびに高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置された。

また、地域の小学校、中学校や高等学校との交流及び共同学習を推進し、児童生徒の社会性を高めるとともに、近隣の学校や地域に対して、障害のある児童生徒への理解と啓発を進めている。

さらに本校では、児童生徒を複数の教員で担当する体制をとり、一人一人の児童生徒の学校生活や家庭生活の状況について複数の教員が把握し、微妙な変化への対応にも努めている。また、自分の気持ちや状態を言葉で伝えることが難しい児童生徒については、毎日の連絡帳を通して家庭や施設と情報交換することで、その理解に努めている。

いじめについては、「学校の内外を問わず誰にでも起こり得る」という認識を教職員全員が持ち、いじめを絶対に許さない学校づくりを推進するための体制を構築し、いじめの未然防止に向けた取組を包括的に推進する。

3 いじめ防止の指導體制・組織的対応

(1) 日常の指導體制

いじめの未然防止に向けた取組を推進するとともに、問題が発生した際には機動的に対応できるよういじめ対応チームを設置する。また、校内組織と連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導體制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、早期に発見するためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための年間指導計画

いじめの未然防止に向けた多様な取組を学校全体で組織的・計画的に行うため、また、いじめの対応に係る教職員の資質や能力の向上を図るため、年間指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) 緊急時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童生徒の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神的に非常に不安定な状況に追い込まれた場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮して学校が主体となるとともに、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えて組織し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の留意事項

本校はこれまでも開かれた学校づくりに取り組んできたが、いじめ防止についても、地域や関係機関との連携・協力が不可欠のため、学校の基本方針を学校のホームページに公開するとともに、あらゆる機会を利用して情報発信に努める。

なお、いじめ防止に向けた取組については、「いじめ対応チーム」を中心に評価・検証を行い、必要に応じて見直すことで継続的・組織的な取組となるよう努める。

(H30年4月改定)